

## 第10回食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年4月19日)

開催日及び場所		平成22年3月12日(金曜日) 総合食料局第6会議室	
委員		塩田忠典(団体職員) 尾崎輝郎(公認会計士) 山口俊明(公認会計士)	
審議対象期間		平成21年10月1日～平成21年12月31日	
審議対象案件		258件 うち、1者応札案件18件 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件	
抽出案件		5件 うち、1者応札案件2件 (抽出率2%) (抽出率40%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件 (抽出率20%)	
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	3件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
		指名競争	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(企画競争・公募)	7件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(その他)	32件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。) 別紙のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		[第6回及び第7回食料安定供給特別会計入札等監視委員会 で審議され、第8回と同委員会 で意見具申があったこと に対して、講じた措置を 委員会に報告。]	

事務局：総合食料局総務課経理室

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

## 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
○意見具申に対し講じた措置の報告	<p>・第8回委員会において、委員会より、①各職員は、単に会計法令を遵守するだけでなく、国民目線から見て公平性、透明性を欠くような行為の未然防止に心掛けること、②予定価格の適切な管理を含めた会計法令についての研修の強化とそのフォローアップを図ること、③管理監督者は、その職責を自覚するとともに、職員の職責が果たせるよう、職員を適切に指導監督し、適正な契約事務の確保に努めること、との意見具申を受けました。</p> <p>それに対して講じた措置を報告させていただきます。</p> <p>一つは意見具申の1点目と3点目に対応した措置として、経営局長から経営局各課長に対し、①各職員は会計法令の遵守のみならず、公平性、透明性の確保に努め、不適正な行為の未然防止を心掛けること、②会計法令・農林水産省発注者綱紀保持規程の理解を図るため、今後開催される研修等に積極的に参加することを内容とした文書を発出し、これを受けた経営局各課長が各職員に周知しました。</p> <p>この一連の行為を通じて、担当職員だけでなく、管理・監督する立場の者も責務・適正な契約事務の確保について、十分認識することとなったと考えているところです。</p> <p>なお、経営局においては、入札説明会及び入札執行に際し、経理担当職員を必ず立ち合わせるという改善措置も講じ公平性・透明性の確保に努めています。</p> <p>次に意見具申の2点目に対応した措置として、総合食料局と経営局と合同で契約事務説明会を定期的実施することとし、現在まで2回（延べ4日）の説明会を行いました。なお、この説明会では理解度テストを行い、一定の点数を取らないと再度説明会を受けてもらい、一定の点数を取るまで入札事務に当たさせないこととしています。</p> <p>以上が意見具申に対し講じた措置ですが、この報告をもって終わりということではなく、引</p>

<p>・報告ありがとうございました。 今後、このような形で公務を行い、実行のあるものにしていただくことをお願いします。 (塩田委員長)</p> <p><b>○輸入米の買入委託契約</b> 【アメリカ加州産・うるち精米中粒種（13,000トン）】（指名競争入札）</p> <p>・応札者が7者ありますが、〇〇〇と他の業者との入札価格に乖離がありますが、考えられる理由はありますか。</p> <p>・輸出業者からの購入についても、米穀の種類やケースによって違ってくるのでしょうか。</p> <p><b>○役務等契約</b> 【農業改良資金制度運営推進委託業務（資金関係データ管理事業）（資金有効活用等推進事業）に関する報告】</p> <p>・実績報告書に鉛筆でチェックしたあとがありますが、担当者がチェックしたものでしょうか。</p> <p>・支出予算で「取りまとめ賃金」とありますが、どのような内容のものですか。</p> <p>・前年度に委託した業者の単価は、平成21年度の単価に反映させているのですか。</p> <p>・一般競争入札であり、随意契約ではないので、</p>	<p>続き契約事務の適正な確保の観点から講ずべき措置は引続き講じて参ります。 (総合食料局経理室長)</p> <p>・価格の条件として一番大きく占めるものは、物の代金であることから、相手国の輸出業者が複数あるため、日本側の輸入業者がどこの輸出業者からオファーを取るかによって変わるものと推察されます。</p> <p>・そのとおりです。 国内もさることながら、輸出国の状況がどのようになっているのかによって変わってくると思います。</p> <p>・第9回の委員会で依頼がありました、当該事業に係る昨年の実績報告書と今年の契約書を提出します。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・農業改良資金の貸付けに関する事例集のほか、現場で課題を収集したり、調査したものを報告書に取りまとめてもらう訳ですが、その報告書の取りまとめ賃金等の人件費です。</p> <p>・人件費の総額を目安として参考にはしているが、特定の業者の人件費単価をそのまま使用するのは、入札に当たって特定の業者を想定していることとなるので、直接反映はしていません。</p>
---	---

<p>人件費の単価実績をそのまま反映させられない          と言うことは了解しました。ただ、委託契約は実          際の支出額と契約した限度額のいずれか低い額を          支払うことになっていることから、入札の際の予定          価格の算定に当たって、適正な価格であるべきとい          う観点から細かく質問したところです。</p> <p>・一般管理費には、実際にはどのようなものが含ま          れるのですか。</p> <p><b>【政府所有米穀の原材料用委託変形加工契約】</b>          (随意契約 (公募) )</p> <p>・入札等説明書の受領者は24者で、実際に参加し          た業者22者と年間契約したのですか。また、公募          したときに単価も出させているのですか。</p> <p>・次の契約はどのようにするのですか。</p> <p>・〇〇〇は、フレコンと紙袋で応札価格が大きく差          がありますが、考えられる理由はありますか。</p> <p><b>○輸入麦の買入委託契約</b>  <b>【食糧小麦アメリカ産 DNS (21,000トン)】</b> (指          名競争入札)</p> <p>・現在、アメリカの小麦の需給はどのような状況と          なっていますか。</p> <p>・麦については、米のような事故品はないのでし          ょうか。</p> <p>・粗たん白含有量の最低限度は14.0%というのは          何でしょうか。</p>	<p>・一般管理費には、電話代、電気代、消耗品費等          を想定しているところであり、20年度の実績          では、コピー代、電話代、電気代等となってい          ます。</p> <p>なお、インターネットで同様の業務の見積も          りを検索すると、通常、一般管理費がかかって          います。</p> <p>・そのとおりです。公募のときに単価も記載させ          た用紙も提出させており、単価契約で1年間の年間          契約を行っています。</p> <p>・改めて公募を行います。</p> <p>・専門的にフレコンをやりたいためではないかと          思われます。</p> <p>・需給はかなり緩んでいます。3月10日にアメ          リカの農務省から需給見通しが発表されましたが          、在庫率は50%程度です。</p> <p>・冬期には水濡れなどのダメージはありますが、          それほど大きなものは最近聞いていません。</p> <p>・麦のたん白質の含有量です。たん白質含有量が          高いと主にパン用、低いと主にケーキ用等の用途          に使用されます。</p>
---	---

<p>・一般的に数値が高い方が良い小麦ということですか。</p> <p>・契約数量が21,000トンとなっていますが、何船に分けて運ぶのですか。</p> <p><b>○役務契約</b>  <b>【カビに関する玄米と精米の比較試験業務】</b>  (一般競争契約)</p> <p>・入札説明書を受領した者が23者となっていますが、結果として入札に参加した業者が1者となっています。考えられる理由は何ですか。</p> <p>・要件に保管条件が必要とののですが、その理由は何ですか。</p> <p>・カビ試験というのはなぜ必要なのでしょう。</p> <p><b>【経営所得安定対策情報管理システムプログラム追加及び修正業務に関する報告】</b></p> <p>・業務の能力に起因するものではなかったということですか。</p> <p>・予定価格の積算の中で、この仕事をしてもらうのは仕様書の中では、プロジェクトマネージャということで、それだけの能力をもった者に仕事をしてもらうために積算していますが、実際は、システムエンジニアがしており、実態としてシステムの不具合があって問題となったことはないとのことですが、もっと高度な技術が必要な作業で</p>	<p>・たん白含量が多い小麦の方が高値で取引されますが、そこは用途によって使い分けています。</p> <p>・1船単位で運ぶという契約条件を付しています。</p> <p>・業務仕様書にカビの比較試験に当たって、具体的に何トン分の保管スペースが必要とかを付しているため、保管の要件を満たしているのは1者だけだったということです。</p> <p>・本試験は、海外から輸入しているMA米について、保管形態によって、玄米と精米のカビの特性を比較した検査事例がなかったため行いました。このため、保管条件を付しました。</p> <p>・現在、MA米を売却するために玄米及び精米の検査をしていますが、輸入の段階で玄米と精米どちらが有利か把握することができます。</p> <p>・前回の委員会で質問がありました、納入された後にシステムの不具合があったかどうかということですが、不具合は6件ありましたが、瑕疵担保責任ということで修理をしています。</p> <p>・そういうことです。致命的な不具合はありませんでした。</p> <p>・仕様書の中で、業務の内容を示していますが、プロジェクトマネージャを全ての業務に充てるとか、システムエンジニアを充てるとかについては、どのプログラム改修においても行っていません。</p> <p>・予定価格は、全体的な責任をもたせるということで積算しており、作業員までたててやることは</p>
--	--

<p>はなかったのでしょうか。</p> <p>・現在は、契約に当たって落札率がかなり低い場合は、調査して履行できるかどうかを確認して手続きを行っていますか。</p> <p><b>○政府所有食糧寄託契約</b> 【カビ、カビ毒チェックを行うため運送する輸入米の保管】（一般競争入札）</p> <p>・1者応札となっていますが、考えられる理由はなんですか。</p> <p>・入札に参加しなかった業者は他の業務を行っていたのでしょうか。</p> <p>・時期を変更することはできなかったのでしょうか。</p> <p>・カビチェックは、年度当初に計画を立てることはできないのでしょうか。 もし仮に年間計画が立てられれば、競争性が働くのではないのでしょうか。</p> <p>・ということは、1者応札は避けられないという状況なのでしょうか。</p>	<p>行っていません。</p> <p>契約書においては、成果物がきちんとできれば良いということとなっており、合理的な契約と考えております。</p> <p>・はい。全ての契約書において盛り込んだ手続きとしてしています。</p> <p>・今回の保管を行う地域にはカビチェック解袋作業を実施しているのは2者となっており、応札しなかった業者については、解袋作業を行う能力の確保が困難であったため入札説明会には参加したが、入札には参加しなかったと聞いています。</p> <p>・他に同様のカビチェック作業等を行っていました。このため、解袋場所の確保、作業員の確保、作業機械の確保が困難であったため、今回見送ったとのことでした。</p> <p>・需要と運び込む時期があるため困難でした。</p> <p>・カビチェックは出庫前に実施するため、また、販売の需要に左右されることから、予め計画を立てることは困難です。</p> <p>・もう一つの業者にも余裕があれば、応札してきますので、競争が働きます。</p>
--	--

--	--